

○ 「ガスを使用する建物ごとの区分を定める件」

ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和 60 通商産業省告示第四百六十一号）第 1 条
（平成 7 年通商産業省告示第百三号、及び平成 9 年通商産業省告示第八九号で改正）

第 1 条 ガス事業法施行規則第106条第二号に規定する建物区分は、次の表の下欄に掲げるガスを使用する建物（一のガスメーターから二以上の建物にガスが供給される場合には、当該二以上の建物を一の建物とみなす。）ごとに、同表の上欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の下欄において、その建物が二以上の用途に供される場合であって、当該異なる二以上の用途のうち、一の用途で、当該一の用途に供される建物の部分とその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される建物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。

<p>一 特定地下街等</p>	<p>地下街（延べ面積が 1,000m²以上のものに限る。）又は建築物の地階（地下街の各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（延べ面積が 1,000m²以上で、次のイ又はロに該当するものが存し、かつ、この建築物の地階の床面積の合計が 500m²以上のものに限る。）</p> <p>イ 次の(1)から(12)に掲げる用途（以下「特定用途」という。）のいずれかに供される建築物（以下「特定用途建築物」という。）の地階</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (2) 公会堂又は集会場 (3) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの (4) 遊技場又はダンスホール (5) 待合、料理店その他これらに類するもの (6) 飲食店 (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 (8) 旅館、ホテル又は宿泊所 (9) 病院、診療所又は助産所 (10) 老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子寮及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）又は精神薄弱者援護施設 (11) 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校 (12) 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの <p>ロ 二以上の用途に供される建築物であって、当該建築物の中に特定用途のいずれかに該当する用途に供される部分が含まれている場合における当該二以上の用途に供される建築物（以下「特定複合用途建築物」という。）の地階のうち、特定用途に供される部分が存するもの（地階の面積の算定にあたっては特定用途に供される部分に限る。）</p>
<p>二 特定地下室等</p>	<p>特定用途建築物の地階で、床面積の合計が 1,000m²以上のもの、又は特定複合用途建築物の地階のうち、床面積の合計が 1,000m²以上で、かつ、特定用途に供される部分の床面積の合計が 500m²以上のもの（前号に掲げるものを除く。）</p>
<p>三 超高層建物</p>	<p>高さが 60mを超える建物（前二号に掲げるものを除く。）</p>

四 高層建物	高さが31mを超える建物（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。）
五 特定大規模建物	<p>次のイからリに掲げる用途に供されるガスメーター（集中熱源方式による冷房、暖房、給湯又はこれらの組合せのいずれかの用に専用に供されるもの（以下「冷房等用ガスメーター」という。）を除く。）の号数を熱量46MJ/m³換算したもの（ガスメーターの個数が2以上の場合には、その号数の和を換算したもの。以下「換算号数」という。）が180以上の建物（第一号から第三号までに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場 ハ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ニ 遊技場又はダンスホール ホ 待合、料理店その他これらに類するもの ヘ 飲食店 ト 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 チ 旅館、ホテル又は宿泊所 リ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの</p>
六 特定中規模建物	前号のイからリに掲げる用途に供されるガスメーター（冷房等用ガスメーターを除く。）の換算号数が30以上の建物（第一号から第五号までに掲げるものを除く。）
七 特定公共用建物	<p>次のイからハに掲げる用途に供されるガスメーター（冷房等用ガスメーターを除く。）の換算号数が30以上の建物（第一号から第六号までに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子寮及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）又は精神薄弱者援護施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校</p>
八 工業用建物	製品を製造又は加工するための用途に供されるガスメーター（冷房等用ガスメーターを除く。）の換算号数が90以上の建物（第一号から第七号までに掲げるものを除く。）
九 一般業務用建物	住居の用以外の用途に供されるガスメーター（冷房等用ガスメーターを除く。）が存する建物（第一号から第八号までに掲げるものを除く。）
十 一般集合住宅	ガスの使用者が2以上であって、かつ、ガスメーターの個数が2以上の建物（第一号から第九号までに掲げるものを除く。）
十一 一般住宅	第一号から第十号までに掲げるもの以外の建物